

公益財団法人鳥取県産業振興機構
賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第46条第2項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 会員になろうとする個人又は団体は、機構が別に定める入会申込書により入会の申し込みをするものとする。

(会費)

第3条 会員は、理事会で定める額の会費を納付しなければならない。

2 毎年1月から3月の間に新規に加入した会員については、当該年度の会費については半額に減免するものとする。

3 会員は、会費を機構所定の方法により納入しなければならない。

(会員の特典)

第4条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 各種支援事業に関する各種資料、情報の提供
- (2) 機構が主催する異業種交流会、先端産業の視察等への参加
- (3) 機構が主催、共催する研修会、セミナー等の料金の割引
- (4) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供

(会員総会の開催)

第5条 会員総会は、全ての会員をもって構成する。

2 機構は、会員総会を年1回以上開催し、会員に対して機構の業務の実施状況等について報告するとともに、会員相互の交流の機会を提供するものとする。

3 会員総会の招集は、理事長が招集する。

4 会員総会は、理事長の諮問に応じて、機構の業務の執行に関して意見を述べることができる。

(会費の使途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(脱退)

第7条 会員が脱退しようとするときは、別に定める脱退届を提出しなければならない。

2 2か年度に亘り会費の未納が続いた会員は、脱退届の提出がなくとも脱退したものとみなすこととする。

(賛助会費の不返還)

第8条 会員がすでに納付した会費は、特別の理由のない限り返還しないものとする。

(台帳の備付及び記帳整理)

第9条 理事長は、別に定める会員台帳を備付け、記帳整理するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人鳥取県産業振興機構の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、財団法人鳥取県産業振興機構の解散の日において賛助会員であった者は、この規程による賛助会員とする。
- 3 財団法人鳥取県産業振興機構賛助会員規程（平成12年4月1日）は、廃止する。